平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)

平成28年(ワ)第696号放送法遵守義務確認等請求事件(第2事件)

平成29年(ワ)第137号放送法遵守義務確認等請求事件(第3事件)

平成29年(ワ)第466号放送法遵守義務確認等請求事件(第4事件)

第1事件原告 宮内正厳

第2事件原告 溝川悠介外44名

第3事件原告 北野重一外57名

第4事件原告 高桑次郎外21名

被 告 日本放送協会

原告準備書面 (十五)

2018年11月22日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐 藤 真 理

弁護士 白 井 啓太郎

弁護士 安 藤 昌 司

弁護士 辰 巳 創 史

弁護士 星 雄介

弁護士 阪 口 徳 雄

原告宮内正厳及び原告溝川悠介代理人 弁護士 今 治 周 平

- 第1 受信契約が双務契約であり、NHKは受信契約者に対して放送 法4条に従った放送を行う債務を負うこと
 - 1 最高裁平成29年判決の概要等について

2017年(平成29年)12月6日に最高裁が大法廷で受信料等に関する判決を出した(以下「平成29年最判」という)が、その概要、意義等は、原告準備書面(十)の第1及び第2記載のとおりである。

本書面では、平成29年最判が、①受信契約が双務契約であること、②NHKが受信契約者に対して放送法第4条1項各号に従った放送を行う債務を負っていることの根拠となりうることについて主張する。

2 受信契約が双務契約であること

平成29年最判は、受信料の支払義務について、受信設備の設置のみによって発生するものではなく、NHKから受信設備設置者への一方的な申込みによって発生するものでもないとし、受信契約の締結(=NHKと受信設備設置者との間の意思表示の合致)によって発生するものであると判断しており、受信契約成立における「意思表示の合致」即ち「合意」を殊更に強調している。また、平成29年最判は、受信契約締結により受信料支払義務が生じると判断しているが、それ以前にNHKが公共放送事業者としての「放送」を行うことを当然の前提としている。

このように、平成29年最判が、当事者双方の「合意」によって受信契約が成立すると判断していること、NHKが「放送」を行うことを当然の前提としてそのうえで受信契約成立によって受信契約者に受信料支払義務が生じると判断していることに鑑みれば、受信契約は一般的な言い方をすれば、双務契約の一種であると解するのが相当かつ合理的である。なぜなら、そのように解釈しなければ、受信契約者のみが受信料支払義務を負う「有償片務契約」ということになり、NHKは受信契約者に対して何らの債務を負わないという明らかに不合理な結果となってしまうからで

ある。

3 NHKの債務は放送法 4 条に従った放送を行うことであること (1)受信契約が双務契約の一種であるとしても、これは放送 法上特殊な契約であり、双務契約一般とは異なる。それで は放送法に特殊な契約関係としてNHKが負う債務が具体 的にどのような内容であるのかが問題の核心である。

この点、放送法第4条1項各号、第15条及び第64条1項の条文を文理解釈すれば、その義務が倫理的なものにとどまるのか、それとも法的なものになるのか、またその義務の対象が誰なのかなどの問題はともかくとしても、NHKの行う「放送」が、国民主権原理に基づく国家制定法(国民意思を反映した法律)である放送法の第4条1項各号を遵守したものでなければならないことは明らかである。なぜなら、個々の受信者との契約ではなく、国民全体とNHKとの合意が、放送法に定められているからである。これは、平成29年最判が判示しているNHKの公共放送としての重要な役割等(詳細は原告準備書面(十)をご参照)に照らしても当然である。

このように、受信契約の締結の有無に関わりなく、NHKは放送法第4条1項各号を遵守した放送を行う法人として存在しているが、受信契約者である原告らもそのこと(NHKが放送法第4条1項各号を遵守した放送を行うこと)を前提に受信契約を締結している。放送受信規約にも「放送法(昭和25年法律第132号)第64条第1項の規定により締結される放送の受信についての契約」、「日本放送協会(以下「NHK」という。)の行う放送」(下線部は原告ら代理人が付した)という文言が用いられている(甲4)ところ、かかる「放送」が放送法に規定する「放送」を前提とするものであることは受信契約者には疑う余地がない。

そして、受信契約者とNHKとの間で個別的な受信契約が成立し、かかる個々の受信契約が介在することによって、NHKが放送法第4条1項各号を遵守するという一般的義務は、受信契約者に対する個別的な義務に具体化するというべきである。

よって、NHKが受信契約者に対して追う債務は、放送法第4

条1項各号を遵守した放送を行うことである。

(2)これに対し、現状のNHKの主張を整理すると、①NHKは受信契約成立によって受信契約者に対する受信料支払請求権を取得するが、NHKは受信契約者に対して何らの債務(放送法第4条第1項各号を遵守する義務を含む)を負わない、②NHKが放送法に違反する放送を繰り返したとしても受信契約者に対して債務を負っていない以上受信料を請求し続けることができる(受信料支払拒絶は許されない)、③NHKは国家に対しても放送法第4条第1項各号を遵守する義務を負わない、というものになるが、これは、国民主権原理における国民意思を反映した放送法の解釈としては無理があり、国家制定法の法規範性を喪失させつつこれを自主規制規範と混同するかのようなNHKの主張は、法律の規範形式を誤解しているものと言うほかない。

法的に見て、以上のNHKの主張には看過できないものがあるほか、NHKを巡る放送法制は、戦前の苦い経験を経て制定されたものであり、平成29年最判も判示するように、NHKの究極的な目的は国民の知る権利を実質的に充足し健全な民主主義の発達に寄与することであるが、この究極的な目的を軽視しているかのように思われる点も、指摘しておきたい。

そのような目的を実現するためには、受信契約者がNHKと法的に対等な契約当事者であること、NHKは個々の受信契約者に対して一般的な義務を定めた放送法第4条1項各号を遵守した放送を行う個別的義務があることを国民主権原理と人権の最後の砦である裁判所が認めることによって、NHKに対して公共放送としての責任を自覚させる必要がある。

第2 双務契約でないとしても NHK は公法上の義務を負うこと

百歩譲って、受信契約が仮に双務契約の一種と解し得ないとしても、NHKには、原告らとの関係において、放送法4条1項各号を遵守する公法上の義務があることは、原告準備書面(十四)記載のとおりである。

以上